



令和4年2月24日

中部地方整備局

建政部

指定確認検査機関等の処分について

令和4年2月24日付けで、中部地方整備局長から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、同日付けで、上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者に対し、同法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 こばやしまさひろ 小林真大 （内線 6181）

建設専門官 おおいしはるよし 大石晴義 （内線 6182）

電話：052-953-8574

●指定確認検査機関の処分

【機 関 名】 株式会社 CI 東海 (中部地方整備局長指定第2号)

【処 分 日】 令和4年2月24日

【処 分 内 容】 監督命令

確認検査の業務に従事する建築基準適合判定資格者が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和4年3月17日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに中部地方整備局長に報告すること。

＜処分事由の概要＞

愛知県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた建築基準適合判定資格者が、過失により、以下のことを見逃ごし、指定確認検査機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・法第48条第4号の規定による用途地域（第二種中高層住居専用地域）に本件計画の建築物3階部分の用途が適合しないこと。

●関連する建築基準適合判定資格者の処分

【資格者名】 谷川 貴彦（登録番号：第5000559号）

【処 分 日】 令和4年2月24日

【処 分 内 容】 業務禁止10日（令和4年3月24日から令和4年4月2日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、建築基準適合判定資格者としての全ての行為とする。